

○ 端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件（平成六年郵政省告示第四百二十四号）の一部を改正する件 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行												
<p>端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同規則第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、識別符号の条件、使用する電波の周波数の空き状態の判定の方法、使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない端末設備又は自営電気通信設備、一の筐体に収めることを要しない無線設備、又はその装置、及び同規則第三十六条の規定により同規則第九条の規定を準用する自営電気通信設備を次のように定め、平成六年七月二十八日から施行する。</p> <p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p>	<p>端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同規則第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、識別符号の条件、使用する電波の周波数の空き状態の判定の方法、使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない端末設備又は自営電気通信設備、一の筐体に収めることを要しない無線設備、又はその装置、及び同規則第三十六条の規定により同規則第九条の規定を準用する自営電気通信設備を次のように定め、平成六年七月二十八日から施行する。</p> <p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 715 600 762">使用する無線設備の区別</th> <th data-bbox="600 715 1070 762">識別符号の符号長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 762 600 805">一～十二（略）</td> <td data-bbox="600 762 1070 805">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 805 600 1173"> 十三 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第四条の四第二項第五号に規定する七〇〇MHz帯高度道路交通システム（以下「七〇〇MHz帯高度道路交通システム」という。）の無線局の無線設備 </td> <td data-bbox="600 805 1070 1173"> 四八ビット以上 </td> </tr> </tbody> </table>	使用する無線設備の区別	識別符号の符号長	一～十二（略）	（略）	十三 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第四条の四第二項第五号に規定する七〇〇MHz帯高度道路交通システム（以下「七〇〇MHz帯高度道路交通システム」という。）の無線局の無線設備	四八ビット以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 715 1585 762">使用する無線設備の区別</th> <th data-bbox="1585 715 2056 762">識別符号の符号長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 762 1585 805">一～十二（同上）</td> <td data-bbox="1585 762 2056 805">（同上）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 805 1585 1173"> 十三 無線設備規則第四十九条の九第三号に規定する一九MHz帯の周波数の電波を使用する構内無線局（以下「構内無線局」という。）の無線設備 </td> <td data-bbox="1585 805 2056 1173"> 四八ビット </td> </tr> </tbody> </table>	使用する無線設備の区別	識別符号の符号長	一～十二（同上）	（同上）	十三 無線設備規則第四十九条の九第三号に規定する一九MHz帯の周波数の電波を使用する構内無線局（以下「構内無線局」という。）の無線設備	四八ビット
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長												
一～十二（略）	（略）												
十三 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第四条の四第二項第五号に規定する七〇〇MHz帯高度道路交通システム（以下「七〇〇MHz帯高度道路交通システム」という。）の無線局の無線設備	四八ビット以上												
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長												
一～十二（同上）	（同上）												
十三 無線設備規則第四十九条の九第三号に規定する一九MHz帯の周波数の電波を使用する構内無線局（以下「構内無線局」という。）の無線設備	四八ビット												
<p>二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 1321 600 1369">使用する無線設備の区別</th> <th data-bbox="600 1321 1070 1369">使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 1369 600 1414"></td> <td data-bbox="600 1369 1070 1414"></td> </tr> </tbody> </table>	使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法			<p>二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 1321 1585 1369">使用する無線設備の区別</th> <th data-bbox="1585 1321 2056 1369">使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 1369 1585 1414"></td> <td data-bbox="1585 1369 2056 1414"></td> </tr> </tbody> </table>	使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法						
使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法												
使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法												

一〇二 (略)	(略)
<p>三 テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備</p>	<p>(1) テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備（四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。）を使用するものにあつては、受信機入力電圧が七マイクロボルト以下の場合に判定を行う。</p> <p>(2) 九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、受信機入力電力が（一）八〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合に判定を行う。</p> <p>(3) テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備（電波法施行規則等の一部を改正する省令（平成 年総務省令第号）附則第七条第一項に規定する九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する旧特定小電力無線局のものに限る。）を使用するものにあつては、受信機入力電力が（一）七五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合に判定を行う。</p>

一〇二 (略)	(同上)
<p>三 テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備</p>	<p>(1) テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備（四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。）を使用するものにあつては、受信機入力電圧が七マイクロボルト以下の場合に判定を行う。</p> <p>(2) テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備（九五〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。）を使用するものにあつては、受信機入力電圧が（一）七五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の場合に判定を行う。</p>

四〜九 (略)	(略)
十 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備	受信機入力電力が(一)五十三デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)未満の場合に判定を行う。
	(4) データ伝送用の特定小電力無線局の無線設備(一、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。)を使用するものにあつては、受信機入力電圧が四・四七マイクロボルト以下の場合に判定を行う。

三 使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない端末設備又は自営電気通信設備(以下「端末設備等」という。)は、次のとおりとする。

1〜3 (略)

4 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局の無線設備を使用する端末設備等

四 一の筐体に収めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとおりとする。

1 小電力データ通信システムの無線局又は七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備であつて、次の条件を満たすもの

(一)・(二) (略)

2・3 (略)

四〜九 (同上)	(同上)
	(3) データ伝送用の特定小電力無線局の無線設備(一、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。)を使用するものにあつては、受信機入力電圧が四・四七マイクロボルト以下の場合に判定を行う。

三 使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない端末設備又は自営電気通信設備(以下「端末設備等」という。)は、次のとおりとする。

1〜3 (同上)

4 構内無線局の無線設備を使用する端末設備等

四 一の筐体に収めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとおりとする。

1 小電力データ通信システムの無線局又は構内無線局の無線設備であつて、次の条件を満たすもの

(一)・(二) (同上)

2・3 (同上)

五 端末設備等規則第三十六条の規定により同令第九条の規定を準用する自
営電気通信設備は、次のとおりとする。

1 ～ 12 (略)

13 ~~七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備を使用する自
営電気通信設備~~

五 端末設備等規則第三十六条の規定により同令第九条の規定を準用する自
営電気通信設備は、次のとおりとする。

1 ～ 12 (同上)

13 ~~構内無線局の無線設備を使用する自営電気通信設備~~